

第7章

手あれをおこさない 職場づくり ～店主のみなさまへ～



従業員の手あれで困ったことはありませんか？

とくに、見習いの従業員を雇用する機会の多い

店主のみなさま、

手あれ対策は、お店全体で取り組んだ方が

効果的に進みます。

従業員の手あれゼロを目指して、

ぜひ実践することをおすすめします。

お店全体で手あれ対策に 取り組むことを提案します

これまで、種々の手あれ対策について述べてきました。

手あれを発症した人は、手あれの改善と再発予防のために、
発症していない人は、予防のために、お店全体で手あれ対策に
取り組むことが理想的です。

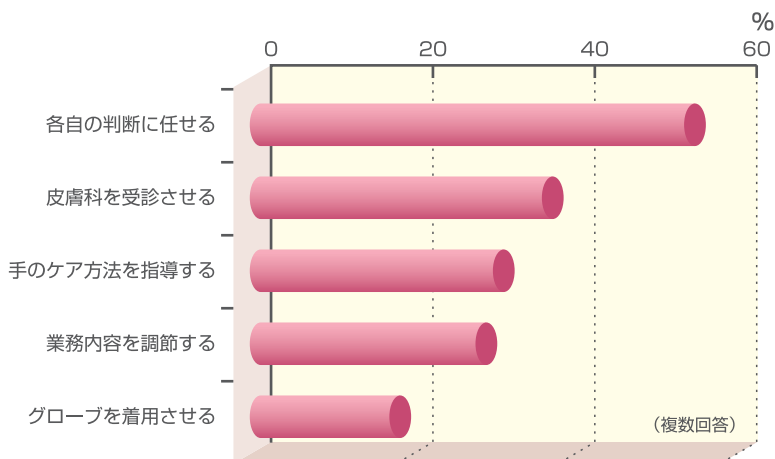
そして、これらの対策は、お店のマネージメントレベルの方が
かかわることによって、より効果的に実践できるはずです。

たとえば、手あれをおこしにくい製品の採用など、店主のみ
なさまの力が欠かせない対策もあるのです。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆
現状では、お店で手あれが発生した場合、右の図のように、
手あれ発症者が各自の判断で、個別に対策をとっているケー
スをもっとも多いのではないのでしょうか。

従業員の手あれが減って、みなさまが健康的に生き生きとお仕
事ができるように、店主のみなさまにおすすめしたい対策を
ご紹介します。

Q. (店主の方へ)お店で手あれが発生したときの対応を教えてください。



宮城県の理・美容師のアンケート調査より (n=456)

MEMO

手あれ発症者を減らすために…

理・美容師の専門学校からの教育が重要？

今のところ、専門学校で、職業病としての手あれについて学ぶ機会
は、ほとんどありません。理・美容師の手あれによる離職を少し
でも減らすために、専門学校の段階から、手あれの原因物質や発症の
メカニズムについて指導しておき、お仕事をはじめてすぐに手あ
れ予防を実践させることが重要である、と専門家の間で指摘され
ています。アトピーがあると手あれのリスクが高まることも、理・
美容師の職業を考える時点で教えておくべき、との指摘もありま
す。専門学校での手あれ対策に関する教育が十分になされるよう
になるまでは、店主のみなさまが従業員に指導することが望まれ
ます。

とくに手あれを発症しやすい
見習いの従業員のために

2年以上にわたる理・美容師の専門学校教育を受けて、晴れて理・美容師として働きはじめても、なかには、手あれのために離職や転職を余儀なくされるケースがあるのは、残念なことです。

手あれをもっとも発症しやすい、理・美容師になってまもない方
に対して、適切な指導をすることが望めます。



新規採用者に対して

- ◆ オリエンテーションの一環として、手あれの原因と発症のメカニズム、予防について指導する機会をつくることをおすすめします。そのためには、指導者側も、手あれについてよく理解しておく必要があります。この冊子がお役に立てば幸いです。
- ◆ 勤務開始とともに、さっそく手あれ予防を実践させてください。
詳細は、第6章のとおりですが、とくに、染毛剤に感作されないように絶対に素手で触れないこと、染毛後の洗髪時も必ずグローブを着用すること、そのためにグローブでの洗髪に慣れておくこと、などがポイントです。
- ◆ 新規採用者に、アトピーがないかどうか確認しておくことは重要です。
現在または過去にアトピーがある場合、とくに手あれを発症しやすいので(22ページ参照)、予防には相当気をつける必要があることを説明してください。

洗髪業務が多い従業員に対して

- ◆ 洗髪業務の多い従業員、アトピーがある従業員の手の状態をこまめに観察してください。手あれがあれば、洗髪の回数を減らすなどの調整をします。

手あれ発症者に対して

- ◆ まずは、手あれがひどくならないうちに治療を受けさせます。
- ◆ 手あれの原因を確認してください。
業務内容(手を酷使しすぎているか、1日の洗髪回数が多すぎないか)や、予防策(手の防御やスキンケア)がきちんと行われているかをチェックします。
- ◆ 上のチェックに基づいて、問題点があれば改善させてください。
技術が向上することで、手あれが軽快するケースもあります。
- ◆ 皮膚科を受診させ、パッチテストによる原因物質の特定を積極的に行ってください。その結果によって、手あれ対策を立てます。詳細は、第4章のとおりです。
- ◆ 治療やパッチテストのために通院が必要な場合は、業務の調整が必要になります。手あれがひどい場合は、仕事を休ませ、治療に専念させることも考慮してください。

手あれをおこしにくい 職場環境をつくる

手あれをおこしにくい職場環境をつくるためには、店主のみなさまの力が不可欠です。

第4章、第6章もご参照のうえ、ぜひお店のみなさまで、手あれ対策に取り組む体制をつくってください。

MEMO

手あれを予防するための理想的な職場づくりとは？

私たちは、手あれをおこしやすい製品や化学物質について調査するために、昨年度、被験者を募集してパッチテストを実施しました。なかには、お店単位でお申し込みくださったところもあり、多くの方にご協力いただくことができました。パッチテストによって手あれの原因がわかり、対策を立てて治ったという方が、同じ職場のたくさんの後輩の方にパッチテストをすすめてくださったという例がありました。手あれをおこしやすい若手の理・美容師にとって、手あれのことに理解を示し、気遣ってくれる上司がいるということは、たいへん心強いことです。このように、お店全体で手あれ予防に取り組んでいくことができれば理想的です。

手あれをおこしにくい製品の採用

製品を採用する際には、皮膚への刺激性や感作性が少ない、安全性の高い製品を選択してください。製品の質が改善されたことで、手あれが軽快している方が多いので(79ページ参照)、対策上、もっとも重要と考えられます。

手あれ予防に優れたグローブの採用

現状では、ゴム製のグローブが使用されていることが多いですが、ゴムでアレルギーをおこすことがあるので、プラスチック製が安全です。手首部分からアレルギーが入らないよう、肘まである長いタイプがおすすめです。このプラスチック製の長いグローブは、手あれ発症者の再発予防に非常に有効であることが示されています。グローブの内面がよごれたときは、すぐに交換できるようにしておく必要があります。

皮膚保護剤の採用

皮膚保護剤(69ページ参照)は、グローブに比べると防御効果は十分とは言えませんが、業務に支障をきたさないのでも有用です。皆が使えるように、業務用の大きいものをお店におくことをぜひご検討ください。

スキンケアの習慣づくり

仕事の前、中、後に必ずハンドクリームを塗るようにするなど、お店の皆でスキンケアを習慣づけてください。

掃除・後片付け

アレルギーが付着している可能性がある道具類、容器、カート、蛇口、シャワーヘッド、ドライヤーのハンドル部分など、お店の一人ひとりが、きれいにしておくことを心がけます。洗いのものには、なるべく刺激の少ない家庭用洗剤を使用してください。

湿度への配慮

空気が乾燥すると、手あれがおこりやすくなるので、冬はとくに注意が必要です。適度な湿度を保つようにします。

従業員の業務上の手あれは、 労災として対応することが 望まれます

労災保険についてご存知でしょうか。

法律で定められた制度で、従業員（同居親族のみの場合を除く）を雇っている事業所は、強制的に加入することになっています。

従業員が、お仕事と関係して怪我をしたり病気にかかったりした場合に申請し、労災（労働災害）として認定されると、治療のための給付が受けられるという制度です。

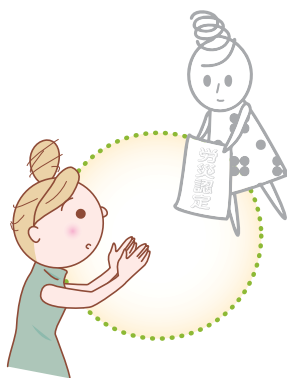


理・美容師の手あれは、きちんと労災として対応するべきであるという意見が専門家の間で出ています。

従業員の労災ですから、店主のみなさまにとっては、発生しないよう気をつけることが大前提ですが、病院での治療が必要な手あれが従業員に発生してしまった場合は、ぜひ労災保険の申請を考えてください。

労災として認定されるには、お仕事で使用しているものが原因で手あれをおこした、という事実を証明する必要があります。そのためには、パッチテストで原因物質を特定することが重要になります。

労災認定には調査に時間がかかる場合がありますが、手あれに悩んでいる従業員にとって、労災と認められればきちんとした補償が受けられることになり、有益です。



MEMO

勤務時間と手あれのおこりやすさは関係ある？

理・美容師は多忙なお仕事で、アンケート調査によると、勤務時間は概して長いことが多いようです。また、日によっては業務が長引くなど、時間が不規則になることも多く、3割程度の方が、勤務時間が不規則であると回答しました。手あれの有無との関係をみてみると、勤務時間の長さは、手あれの有無とあまり関係しませんが、勤務時間が不規則だと、手あれがおこりやすいという結果が出ました。ご自身の健康のためにも、食事やほかの生活習慣も含め、体にストレスのかからない規則的な生活を心がけてください。

＊ 従業員に手あれが発生したら ～労災申請・認定の流れ～

手あれの発生

- ◆ スキンケアだけではコントロールできない、治療が必要な手あれの発生

医療機関受診

- ◆ 医師の診断 ⇒ 職業性接触皮膚炎
- ◆ パッチテストによる原因物質の特定

労災認定される
ために重要

労災保険の申請

- ◆ 労働基準監督署に労災保険の申請

労災認定

- ◆ 労災として認定されると、治療のための給付が受けられる

＊ 従業員が同居親族である等、労働者性が認められない場合は、適用されません。

MEMO

理・美容師の手あれが労災になっているケースは多いの？

職業性接触皮膚炎のなかで、労災保険が申請されているケースは、ほかの職業を含めてみても、非常に少ないのが現状です。労災申請するほど症状がひどくない場合が多い、原因物質の特定がむずかしい、などの理由に加えて、理・美容業の場合は、労災保険の対象外である個人経営や家族経営が多いということもあるでしょう。解決すべき問題はまだまだありますが、労災として認められるケースでは、労災申請されることにより、行政において、また理・美容業界全体で、手あれ対策が推進されることを期待しています。従業員を雇っている店主のみなさまにとって、職業病である手あれの問題を考えていただくきっかけになれば幸いです。